

第1号様式（要領第2条関係）

葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成金
対象講座指定申請書兼同意書

年 月 日

申請者 住所
氏名
連絡先

葛飾区長 宛て

下記の講座を受講したいので、葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成金の対象となる講座としての指定を申請します。

| | | | | |
|---|--|---------------|------------|-------------------------|
| ①助成対象者 (受講費用等を負担した者) | 氏名 | フリガナ | 生年 月日 | 昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳) |
| | 住所 | (〒 -) | | 連絡先 |
| ②受講者 (助成対象者と同じ場合記入不要) | 氏名 | フリガナ | 生年 月日 | 昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳) |
| | 住所 | (〒 -) | | 連絡先 |
| ③受講施設名称 | | | ④講座 の名称 | |
| ⑤受講科目 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | 5 | 6 | 7 | 8 |
| ⑥試験を免除できる科目 | | | | |
| ⑦受講期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 (受講 開 始 日) | | | |
| ⑧所要費用 (予定) | 入学科 円、受講料 円 合計額 円 | | | |
| ⑨過去の助成金交付の有無 | ②受講者は、過去に葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成金の交付を受けたことがある・ない。 | | | |
| ⑩助成対象者と生計を一にする子 (注8参照) | 氏名 | フリガナ | 生年 月日 | 昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳) |
| | 住所 (別居の場合) | | | |
| 助成対象者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。 | | | | |
| ⑪児童扶養手当の受給状況 | 現在、助成対象者本人が児童扶養手当を受給 している・していない | | | |
| (備考) 受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。 | | | | |

同意事項（個人情報の取扱い）

葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成金の交付にあたり、助成金の交付決定に係る審査及び助成金額の決定のために、葛飾区が、助成対象者及び受講者に係る以下の個人情報を利用することに同意します。

取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の各法令の定めに基づく場合を除き、他の利用目的以外の目的のために利用又は提供いたしません。

| 情報の取得先 | 利用する公簿又は個人情報 |
|--------|---------------------------------|
| 戸籍住民課 | 住所、氏名、性別、続柄、生年月日 |
| 子育て応援課 | 児童扶養手当の受給者の住所、氏名、認定番号、受給状況、申請事由 |
| 税務課 | 住所、氏名、合計所得金額、各控除金額、扶養人数 |

※同意いただけない場合は住民基本台帳・児童扶養手当・課税台帳の状況等に関する書類をご提出いただく必要があります。

葛飾区長宛て

年 月 日

助成対象者氏名 _____

受講者氏名 _____

※受講者氏名は、次の場合は記入不要です。

- ・受講者が助成対象者と同一人である場合
- ・助成対象者が受講者の親権者である場合

(注意)

- 1 助成金の対象となるのは、受講者が受講しようとする助成講座について支払う入学料及び受講料（購入必須の教材等に要する費用を含む）とします。
（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 助成金の額は、次の各号に定める額と実際に支出した額とを比較して少ない方の額とし、予算の範囲内で支給します。（1円未満切捨て）
 - (1)通信制の助成講座
 - ア 受講開始時給付金 助成対象者が助成講座の受講のために支払った費用の40%に相当する額とします。ただし、上限額は100,000円とし、4,000円を超えない場合は、受講開始時給付金の支給は行わないものとします。
 - イ 受講修了時給付金 助成対象者が助成講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額とします。ただし、上限額はアの受講開始時給付金と合計して125,000円とし、4,000円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとします。
 - ウ 合格時給付金 助成対象者が助成講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額とします。ただし、上限額はアの受講開始時給付金とイの受講修了時給付金と合計して150,000円とします。
 - (2)通学又は通学及び通信併用の助成講座
 - ア 受講開始時給付金 助成対象者が助成講座の受講のために支払った費用の40%に相当する額とします。ただし、上限額は200,000円とし、4,000円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとします。
 - イ 受講修了時給付金 助成対象者が助成講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額とします。ただし、上限額はアの受講開始時給付金と合計して250,000円とし、4,000円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとします。
 - ウ 合格時給付金 助成対象者が助成講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額とします。ただし、上限額はアの受講開始時給付金とイの受講修了時給付金と合計して300,000円とします。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、受講開始後又は受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき交付額を算定することとなります。
- 6 助成講座の指定後、受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、必ず申請した窓口はその旨を報告してください。
- 7 各助成金の交付を受ける際には、あらためて「葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成金交付申請書兼同意書（第4号様式）」に添付書類を付けて交付申請手続を行うことが必要です。
- 8 「⑩助成対象者と生計を一にする子」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。
((※)民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。)

(添付書類)

- 1 助成対象者と受講者の世帯全員の住民票の写し
- 2 児童扶養手当証書の写し又は同等の所得水準であることを証する書類（ただし、いずれも助成対象者が、ひとり親家庭の親である場合に限る。）
- 3 葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成金親権者同意書（第2号様式）（助成対象者が18歳未満の場合に限る。）
- 4 当該講座のパフレット等、講座内容が記載された資料（ただし、講座を開講した受講施設が発行したものに限る。）